

令和4年9月16日	
第9回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会	資料2

匿名介護情報等の第三者提供の課題と対応について(案)

厚生労働省老健局老人保健課

目次

1. 介護DBの第三者提供のこれまでの経緯
2. 介護DBに格納されているデータについて
3. 現状の申出・承諾件数と提供件数について
4. 介護情報の利活用を推進するための迅速なデータ提供に向けた対応（案）
5. その他迅速なデータ提供に向けた課題と対応（案）

介護DB第三者提供のこれまでの経緯

1. 介護DBの第三者提供のこれまでの経緯

平成25年 介護総合データベース（介護DB）開始

介護レセプト等の電子化情報を収集し、介護保険事業計画等の作成・実施等及び国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納開始。

平成30年 匿名要介護認定情報・介護レセプト等情報の第三者提供が開始

介護保険法第118条の2の規定に基づき、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等に資する調査・分析を行う用途で、データの利用申請があった場合に提供可能とした。

令和2年 匿名医療保険等関連情報との連結解析開始

健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供することを可能とする規定が整備された。

令和4年 DPCデータベースとの連結解析開始

健康保険法等（大正十一年法律第七十号（抄））第百五十条の2の規定に基づき、当該匿名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することを可能とする規定が整備された。

2. 介護DBの提供形式

現在、特別抽出、集計表情報又はサンプリングデータセットの3つの形式で提供を実施。

(参考) 介護DBに格納されているデータについて

○格納件数

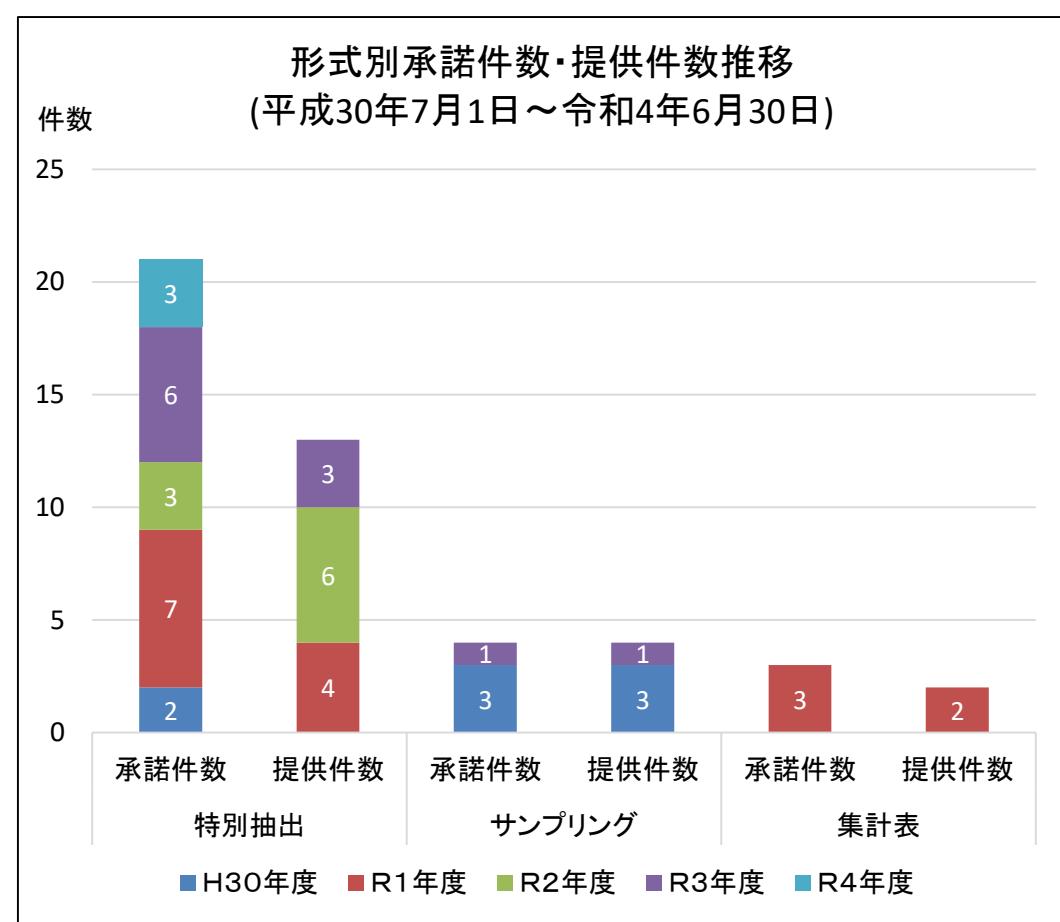
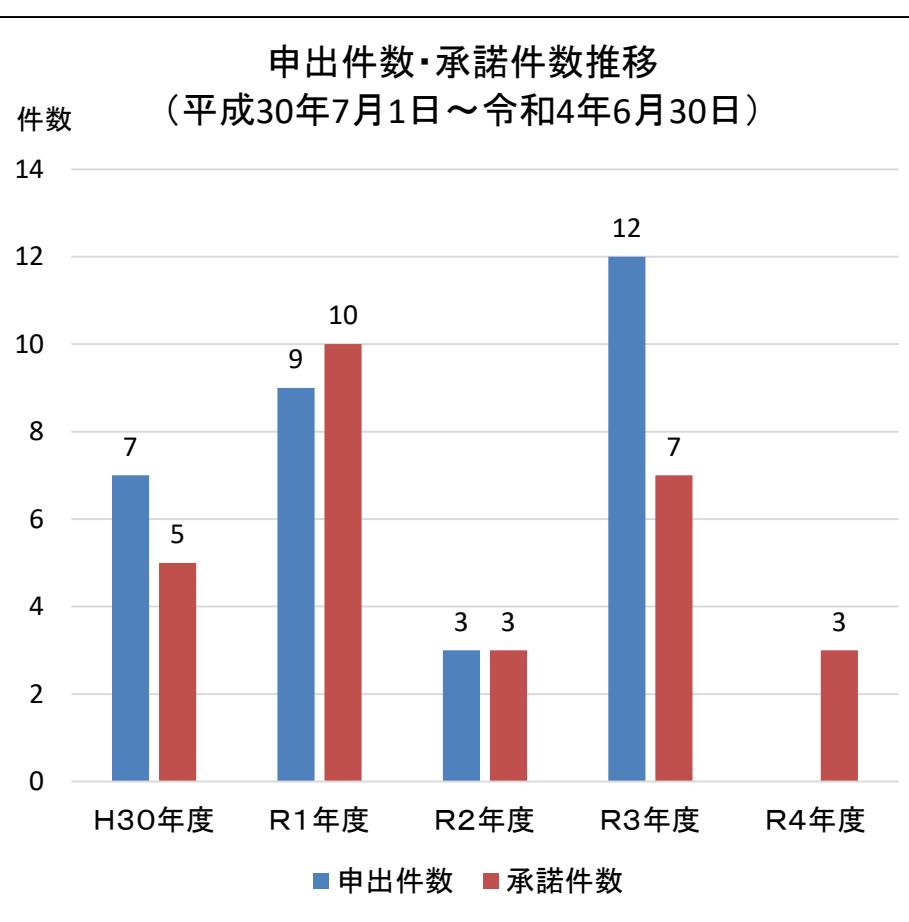
年度	匿名介護レセプト等情報 (平成24年4月～令和4年5月審査分)	匿名要介護認定情報 (平成21年4月～令和4年5月審査分)	匿名LIFE情報 (令和3年4月～令和4年6月登録分)
平成24年4月 ～ 令和2年3月	約12.7億件	—	—
令和2年度	約1.8億件	—	—
令和3年度	約1.8億件	—	—
令和4年度 (5月分まで)	約3,200万件	—	—
合計	約16.6億件	約7,000万件	1.1億件

○データ容量

匿名介護レセプト等情報	匿名要介護認定情報	匿名LIFE情報
約2.8TB	約72GB	51GB

申出・承諾件数と提供件数について

- 令和2年の新型コロナウィルス感染症流行初期に、一時的に申出・承諾件数が落ち込んだものの、その後増加傾向にある(左図)
- 一方、特に特別抽出において、申出・承諾件数よりも、提供件数が少ない(右図)



申請からデータ提供までの平均日数及び内訳

- 第三者提供の中で最も多くの申出があり、主に研究者が利用する特別抽出について、申請から提供まで平均で1年程度の時間を要している。なお、最長で2年半の時間を見た例がある。
- 内訳として、審査日から提供日までの日数が、275日であり全体の約75%を占めている。特にデータ抽出、整備、確認作業に半年以上の時間を要している。

	申請日 ～提供日				
		申請日 ～審査日	審査日 ～提供日	審査後の各種 手続き	データ抽出、整備、 確認作業
全体	302	77	219	73	158
特別抽出	367	80	275	79	213
サンプリングデータセット	147	64	83	61	23
集計表情報	186	64	122	42	73

※令和3年度末までの実績(提供過程の案件もあるため、合計と内訳は必ずしも整合しない)

出典：平成30年7月1日から令和4年3月31日の第三者提供申出・提供情報より老人保健課にて作成

第三者提供を推進するための迅速なデータ提供に向けた対応（案）

- 介護情報の利活用を推進する観点から、増加する申出件数に対応し、迅速なデータ提供を行うために、特別抽出、集計表情報又はサンプリングデータセットに加え、以下のような「新たな提供形式」を整備することとしてはどうか。

「新たな提供形式」のイメージ

- ・ 第三者提供データベースの情報すべてを帳票別に個票で抽出し、分析用の定型データとして整備する。
- ・ 定型データの抽出は、年2回程度を行う。
- ・ 利用申請については、特別抽出と同様の申請及び承諾手続きの上、該当する帳票ごとに提供を行う。
- ・ 提供については、承諾後、様式3の提出後速やかに行う。

- 「新たな提供形式」の整備に当たっては、「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」の以下の規定の運用について、提供したデータの目的外使用を防ぐ観点から、検討が必要。

第5 匿名要介護認定情報等の提供申出手続き

6 提供申出書の記載事項

(6) 提供する匿名要介護認定情報等の内容

…(略)…提供申出を行う匿名要介護認定情報等が研究内容に鑑みて最小限であるとする根拠を記入すること
(サンプリングデータセットの提供の場合は不要とする)

第6 提供申出に対する審査

4 審査基準

(2) 利用の必要性等

…(略)…利用する匿名要介護認定情報等の範囲及び匿名要介護認定情報等から分析する事項が研究内容から判断して必要最小限であること。

新たな提供形式のイメージ

- 「新しい提供形式」については、「特別抽出」と同じデータ形式ではあるが、申出ごとにSQL(抽出条件)を作成して抽出するのではなく、事前に全データを抽出して整備する。
- 申出者が使用する変数の入った帳票を、予め準備した定式データとして提供するため、承諾から提供までの日数を大幅に短縮することができる。
- 研究者が提供された定式データを必要な形にクリーニングできるよう、データ項目の解説や留意点を記したガイドブックが必要となることが想定される。

	①特別抽出	②新たな提供形式 (案)	③サンプリング データセット	④集計表情情報
抽出単位	個票	個票	個票	集計(単位は任意)
研究利用	○	○	△	△
他のDBとの連結解析	○	○	△	×
承諾から提供にかかる 期間(平均)	約1年	約2か月 (想定)	約3か月	約4か月
分析に使用する 集団の抽出	済 (都度SQLを作成 して抽出)	研究者が実施	済	済
データ容量 (申出1件あたり(実績))	10GB～1TB	10GB～1TB (想定)	200MB～2GB	500KB～3GB

ガイドラインに準拠した取り扱いとするための対応（案）

1. 提供するデータについて

新たな提供形式においては、匿名性の保持、目的外使用を防ぐ観点から、以下の通りとする。

- データ提供までの期間を短縮するために、レコード(行)の絞り込みは実施しない。
- データ項目(列)の絞り込みについては、特別抽出同様に、申出書類(別添8)に基づいて実施する。
- データ項目の匿名加工処理は、特別抽出と同様に実施する。

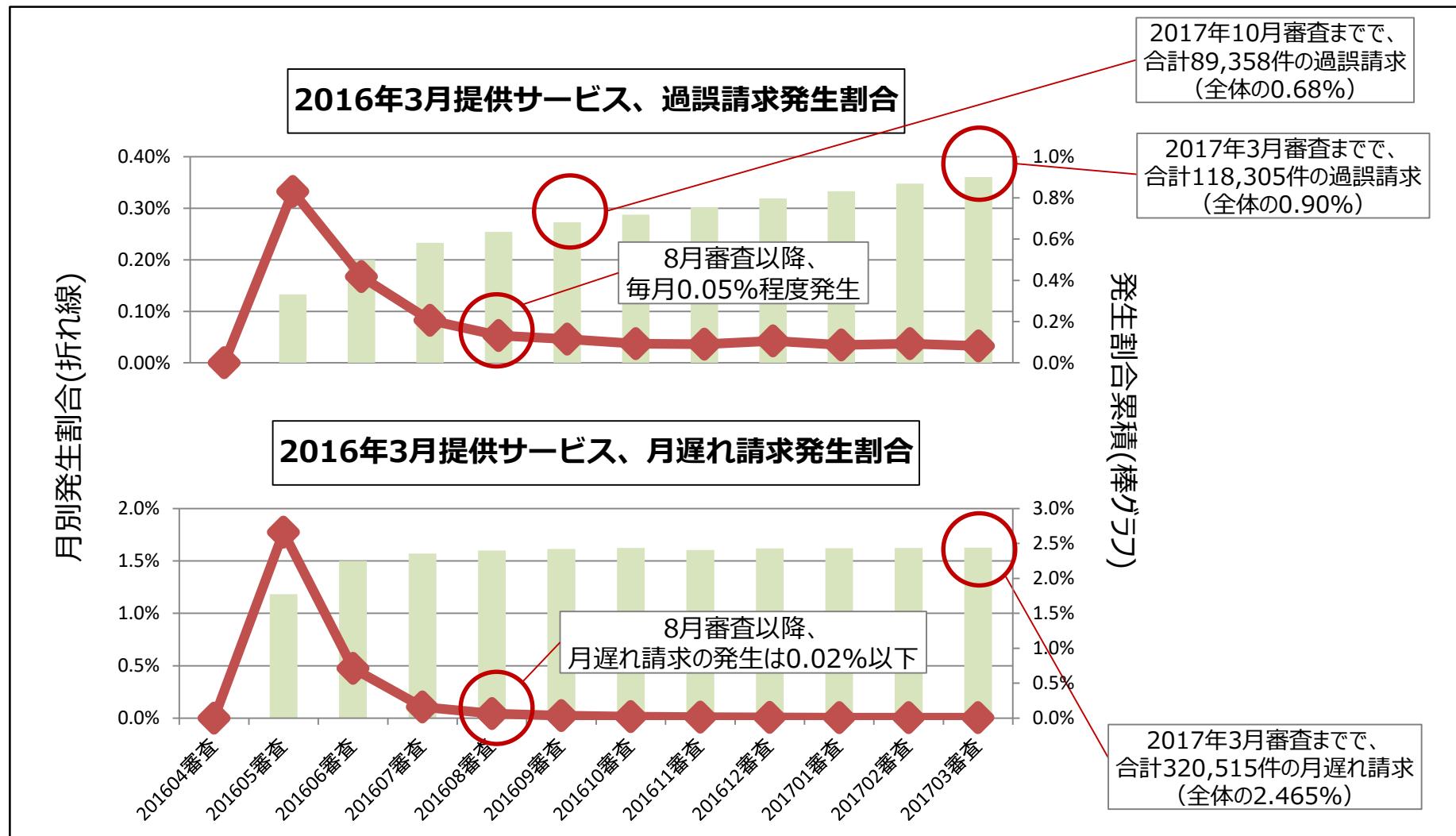
	①特別抽出	②新たな提供形式(案)
レコード(行)の絞り込み	申出内容に基づき実施する	実施しない
データ項目(列)の絞り込み	申出内容(別添8)に基づいて実施する	同左
特定個人又は特定機関の識別情報の処理	申出ごとに異なる番号体系に変換する	同左
データ項目の加工(必ず加工する項目)	申出ごとに都度、処理を実施する	事前に、全申出共通の処理を実施する
データ項目の加工(申出者の用途に応じて加工する項目)	同上	加工している項目と加工していない項目をそれぞれ事前に用意し、申出ごとに、必要な項目を選択する
匿名介護レセプト情報の過誤調整	申出ごとに過誤調整の有無を指定する	過誤調整を実施しない (初回提出のレセプトに限定する)

2. 提供申出者の責務について

- 申出内容(別添8)に対象集団を明示し、それ以外のデータは利用しない旨、誓約書を提出
- 対象集団に変更がある場合には変更申請を提出

(参考) 過誤請求・月遅れ請求の格納状況

要介護認定情報・介護レセプト等情報については、サービス提供月から約4か月で過誤請求・月遅れ請求の影響がほぼなくなる。



(出所) 厚生労働省、「匿名介護情報等の第三者提供に係る手続きについて」, P13

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000841622.pdf> (2022/8/31閲覧)

その他迅速なデータ提供に向けた課題と対応（案）

課題

- 別添2(セキュリティ関係の様式)等は、誰もが同様の内容を求められるが、書式自由であるため、記入が負担となっている。チェックボックス等として。
- 別添8(変数を指定する様式)の作成が負担である。また、必ず使うべき変数等がわからない。
- 介護DBの解析・利活用を実践しうる人材が固定化してきている。

対応（案）

- 書式自由としている様式について記入例を提示するとともに、可能な部分はチェックボックス等にして記入の負担を軽減する。
- 事務局による事前相談体制を充実することで、記入の負担を軽減する。
- 介護DBの解析・利活用を実践しうる人材育成等を支援する。